

改正案	現行
<p>（用語の定義） 第一条（略） 一・二（略） 三 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とし、以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。 イ 二（略） ホ 入居者又は同居者に所得税法第二條第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定する寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）</p>	<p>（用語の定義） 第一条（略） 一・二（略） 三 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とし、以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。 イ 二（略） ホ 入居者又は同居者に所得税法第二條第一項第三十号に規定する老年者がある場合には、その老年者一人につき五十万円（その者の所得金額が五十万円未満である場合には、当該所得金額） ヘ 入居者又は同居者に所得税法第二條第一項第三十一号に規定する寡婦又は同項第三十一号の二に規定する寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）</p>